公告 第 43 号
令和8年10月28日

公　　告

分任契約担当官
自衛隊札幌病院
会計課長　齊　藤　　祐

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1　入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
6MT61EC00370	6MTF1AM0051 0001	GM711218693	4-32B

品名　または　件名
自動免疫化学分析装置，３型　安全点検　ほか6件
部品番号　または　規格
仕様書のとおり
使用器材名

数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	EA						

納地または工事場所	引渡場所
札幌病	札幌病　衛生資材部　衛生資材課
搬入場所	納期または工期
札幌病　衛生資材部　衛生資材課	令和9年3月31日（水）

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2　競争参加資格
次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3　契約条項を示す場所
「入札及び契約心得」及び「契約条項」については、自衛隊札幌病院総務部会計課契約班に掲示する。細部は、第７項（２）の契約条項を適用する。

4　説明会及び入札執行の日時場所
説明会日時場所：実施しない。
入札日時場所　：令和8年11月19日（木）10時00分　自衛隊札幌病院１Ｆ　カンファレンスルーム

5　保証金
入札保証金：免除　契約保証金：免除

6　落札決定方式及び契約方式
落札決定方式：品目別総額　契約方式：一般競争

7　注意事項
(1)　競争に参加する者に必要な資格に関する事項
ア　予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
イ　予算決算及び会計令第７１条に該当しない者であること。
ウ　契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
エ　別紙「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。
(2)　適用する契約条項等
駐屯地標準契約書「役務請負契約条項」、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項
(3)　保証金等に関する事項
ア　入札保証金
免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の１００分の５以上を違約金として徴収する。
イ　契約保証金
免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の１００分の１０以上を違約金として徴収する。
(4)　入札の無効
ア　第１号で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
イ　入札開始時刻に遅れた者による入札
ウ　入札に関する条項に違反した入札
エ　入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
オ　電報・電話・ＦＡＸによる入札

カ　暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(5)　入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札書は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(6)　落札決定方式

品目毎の総額が当課所定の予定価格の範囲内の最低入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき最低入札者が２人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(7)　契約書の作成

落札者は、落札決定後遅滞なく駐屯地用標準契約書の様式により契約書を作成する。

(8)　その他

ア　契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。

イ　入札に参加する場合は、令和７・８・９年度の資格審査結果通知書（写）を提出すること。

ウ　入札に参加する者は入札書に次の文面を記載するものとする。

「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、上記公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札いたします。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」

エ　代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。

オ　郵便による入札は、自衛隊札幌病院総務部会計課契約班（担当：稲富）に入札書送付の旨を必ず電話連絡し、２重の封筒それぞれに、次の文面を記載し封印をするとともに、内封筒に入札書を入れ、内封筒以外に第７項第８号イの資格審査結果通知書（写）を同封し、簡易書留にて令和８年１１月１８日（水）１７時００分までに担当者に到着したものを有効とする。

「令和８年１１月１９日（木）自動免疫化学分析装置、３型　安全点検ほか６件　入札書在中」

カ　郵便入札を含む入札において、再度入札を行う場合は、官側が指定する日時において実施するものとする。ただし、初度の入札に参加した者のみ有効とする。

キ　入札会場への入室は、入札時間の１５分前から可能とする。

ク　入札に関する問い合わせ先

自衛隊札幌病院　総務部　会計課　契約班（担当：稲富）

ＴＥＬ：０１１－５８１－３１０１（内線：４２３９）

ケ　仕様書に関する問い合わせ先

自衛隊札幌病院　衛生資材部　衛生資材課　整備班（担当：福本）

ＴＥＬ：０１１－５８１－３１０１（内線：４４２７）

(9)　公告掲示場所及び期間

ア　掲示場所

(ｱ)　自衛隊札幌病院総務部会計課

(ｲ)　自衛隊札幌病院ホームページ https://www.mod.go.jp/gsdf/nae/hosp/

イ　掲示期間

令和８年１０月２８日（水）～令和８年１１月１９日（木）

別　紙

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

1　大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

2　前項により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

3　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

4　第２項の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1)　資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号及び会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第３条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（平成１４年法律第１５４号）第２条第７項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア　親会社（会社法第２条４号及び会社法施行規則第３条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2)　人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア　一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ　(1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

品　目　等　内　訳　書

契約実施計画番号	6MT61EC00370

NO	調達要求番号	物品番号		単位	数量	単価	金額	銘柄	納地	指定
	品名							使用期限等	引渡場所	
	部品番号　または　規格								搬入場所	検査
	使用器材名			仕様書番号				グループ	納期	包装
1	6MTF1AM0051	0001	GM711218693	EA	1.00				札幌病	
	自動免疫化学分析装置，３型　安全点検								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
	仕様書のとおり								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
				4-32B					令和9年3月31日	
2	6MTF1AM0051	0002	GM711304606	EA	1.00				札幌病	
	免疫発光測定装置　安全点検								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
	仕様書のとおり								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
				8-33					令和9年3月31日	
3	6MTF1AM0051	0003	GM711218730	EA	1.00				札幌病	
	純音オージオメータ，精密診断用　校正・点検								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
	仕様書のとおり								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
				7-37					令和9年3月31日	
4	6MTF1AM0051	0004	GM711219376	EA	1.00				札幌病	
	インピーダンスオージオメータ　校正・点検								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
	仕様書のとおり								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
				8-34					令和9年3月31日	
5	6MTF1AM0051	0005	GM711269269	EA	3.00				札幌病	
	注射筒輸液ポンプコントロールユニット，通信ラック付　安全点検								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
	仕様書のとおり								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
				8-35					令和9年3月31日	
6	6MTF1AM0051	0006	GM711218687	EA	1.00				札幌病	
	超音波洗浄装置，自動ジェット式，２型　安全点検								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
	仕様書のとおり								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
				6-50					令和9年3月31日	
7	6MTF1AM0051	0007	GM711257742	EA	7.00				札幌病	
	注射筒輸液ポンプ，自動式，ガンマ量入力機能付　安全点検								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
	仕様書のとおり								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
				8-36					令和9年3月31日	
			- 以下余白 -							

調達要求番号：６ＭＴＦ１ＡＭ００５１

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号	ＧＭ７１１２１８６９３	仕　様　書　番　号	
自動免疫化学分析装置，３型 安全点検		札幌病衛　４－３２Ｂ	
		防衛大臣承認	令和　　年　　月　　日
		作　　成	令和　５年　２月１５日
		変　　更	令和　６年１１月２９日
		作成部隊等名	自衛隊札幌病院 衛生資材部

1　総則

1.1　適応範囲

この仕様書は，自衛隊札幌病院において使用する自動免疫化学分析装置，３型の安全点検について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡの 1.2.2 及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑの 1.2.10 によるものとし「官側担当官」とは，本役務を担当する監督官又は検査官をいう。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ａ）　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡ　　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑ　　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

ｂ）法令等

薬機法「薬事法の名称変更（平成２６年１１月２５日）」第２条第４項

薬機法第４０条の２（薬食機発第０３３１００４号）

医療法「平成４年法律第８９号（平成４年７月１日）改正」

医療法施行令（第４条の６台５号）

医療法施行令規則第９条の７

2　一般的事項

2.1　実施場所

北海道札幌市南区真駒内１７番地　自衛隊札幌病院　研究検査課

原則として上記において実施することとし，上記以外で実施する場合については別に定める。

2.2　注意事項

点検にあたり，当該器材も含め，建物，物品等に損害を与えた場合には速やかに官側担当官に報告し，官側担当官の指示に従い，請負者側の負担において原状に復旧すること。

3　点検に関する要求

3.1　技術管理

製造業者の指定する内容に準じて点検・整備をすること。

3.2　点検対象品目

調達要領指定書による。

3.3　点検要領

調達要領指定書に示す点検内容に従い設置場所にて実施すること。

3.4　実施日時

点検日時の細部日程は官側と調整し実施するものとする。

4　その他の指示

4.1　疑義

点検中に不良個所又は疑義を生じた場合は，速やかに官側に報告し指示を受けるものとする。

4.2　負担区分

点検整備に掛かる電気代は官給とする。

調達要領指定書	発　簡　番　号	
	調　達　要　求　番　号	６ＭＴＦ１ＡＭ００５１
	調　達　要　求　年　月　日	令和　８年　９月　１日
	作　成　部　課	衛生資材部衛生資材課
	作　成　年　月　日	令和　８年　９月　１日
品　名	自動免疫化学分析装置，３型　安全点検	
仕 様 書 番 号	札幌病衛４－３２Ｂ	

指定事項：

3　点検に関する要求

3.2　点検対象品目

装置名	規格・型式	製造番号	数　量
アボットジャパン			
全自動化学発光免疫測定装置	ＡＲＣＨＩＴＥＣＴ アナライザーｉ２０００ＳＲ	ＩＳＲ５０１９１	１台

3.3　点検要領

1)　外観点検・機能点検・性能点検・注油・清掃・部品交換・調整等を行い確認し安全かつ良好な状態を保持する。

2)　交換部品

	品　名	規格・部品番号	数　量
1	検体分注器	７－７７６５０－０９	1
2	試薬回転台受け車軸	７－９６３４５－０２	1
3	分岐バルブ	７－７７６１２－０３	2
4	検体分注ユニット上下摺動ナット	７－２０００１５－０１	1
5	陰圧ポンプフィルター	７－７８４７５－０１	1
6	試薬回転台受け車軸	７－６４２９３－０１	1
7	ＡＲＣＨＩＴＥＣＴ　ｉ２０００　ケアキット３６５	２Ｇ１７８１	1

3)　本役務終了後，速やかに点検報告書を提出する。

4)　故障等が発生した場合には，官側の指示を受けるものとする。

調達要求番号：６ＭＴＦ１ＡＭ００５１

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号	ＧＭ７１１３０４６０６	仕　様　書　番　号	
免疫発光測定装置　安全点検		札幌病衛　８－３３	
		防衛大臣承認	令和　　年　　月　　日
		作　　成	令和　８年　８月　７日
		変　　更	令和　　年　　月　　日
		作成部隊等名	自衛隊札幌病院 衛生資材部

1　総則

1.1　適応範囲

この仕様書は，自衛隊札幌病院において使用する免疫発光測定装置の安全点検について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡの 1.2.2 及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑの 1.2.10 によるものとし「官側担当官」とは，本役務を担当する監督官又は検査官をいう。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ａ）　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡ　　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑ　　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

ｂ）法令等

薬機法「薬事法の名称変更（平成２６年１１月２５日）」第２条第４項

薬機法第４０条の２（薬食機発第０３３１００４号）

医療法「平成４年法律第８９号（平成４年７月１日）改正」

医療法施行令（第４条の６台５号）

医療法施行令規則第９条の７

2　一般的事項

2.1　実施場所

北海道札幌市南区真駒内１７番地　自衛隊札幌病院　研究検査課

原則として上記において実施することとし，上記以外で実施する場合については別に定める。

2.2　注意事項

点検にあたり，当該器材も含め，建物，物品等に損害を与えた場合には速やかに官側担当官に報告し，官側担当官の指示に従い，請負者側の負担において原状に復旧すること。

3　点検に関する要求

3.1　技術管理

製造業者の指定する内容に準じて点検・整備をすること。

3.2　点検対象品目

調達要領指定書による。

3.3　点検要領

調達要領指定書に示す点検内容に従い設置場所にて実施すること。

3.4　実施日時

点検日時の細部日程は官側と調整し実施するものとする。

4　その他の指示

4.1　疑義

点検中に不良個所又は疑義を生じた場合は，速やかに官側に報告し指示を受けるものとする。

4.2　負担区分

点検整備に掛かる電気代は官給とする。

調達要領指定書	発　簡　番　号	
	調　達　要　求　番　号	６ＭＴＦ１ＡＭ００５１
	調　達　要　求　年　月　日	令和　８年　９月　１日
	作　成　部　課	衛生資材部衛生資材課
	作　成　年　月　日	令和　８年　９月　１日
品　　名	免疫発光測定装置　安全点検	
仕 様 書 番 号	札幌病衛　８－３３	

指定事項：

3　点検に関する要求

3.2　点検対象品目

装置名	規格・型式	製造番号	数　量
アボットジャパン			
免疫発光測定装置	Ａｌｉｎｉｔｙ　ｉシステム	ＡＩ３１３１２	１台

3.3　点検要領

1)　外観点検・機能点検・性能点検・注油・清掃・部品交換・調整等を行い確認し安全かつ良好な状態を保持する。

2)　交換部品

Ｎｏ	品　名	規格・部品番号	数　量
１	Ｈｅａｄ，Ｗａｓｔｅ　Ｐｕｍｐ（ＲｏＨＳ）	７－２００３７８－０１	２
２	Ｗａｓｈｃｕｐ　Ｖａｌｖｅ	Ａ－３５００１３１７－０１	６
３	１.０ｍｉｃｒｏｎ　Ｆｉｌｔｅｒ　Ｅｌｅｍｅｎｔ	Ａ－１００１８８３４－０１	１
４	Ｖａｃｕｕｍ　Ａｃｃｕｍｕｌａｔｏｒ　Ｃａｐ　ａｎｄ　Ｓｅｎｓｏｒ	ａ－３５０２２４５９－０１	１
５	Ｆａｃｅ　Ｓｅａｌ　Ｆｉｔｔｉｎｇ　Ｒｅｐａｉｒ　Ｋｉｔ	ａ－５１９９８－０１	１
６	Ｓｕｐｐｏｒｔ　Ｗｈｅｅｌ　Ｋｉｔ,Ｄｉｓｐｅｒｓｉｏｎ　Ｇｅａｒ	ａ－３０１０１４１２－０１	１
７	Ｆｉｔｔｉｎｇ　Ｋｉｔ，Ｔｒｉｇｇｅｒ_Ｐｒｅ－ｔｒｉｇｇｅｒ（ＲｏＨＳ）	７－７７６６４－０２	１
８	Ｔｕｂｉｎｇ,Ｗａｓｈ　Ｚｏｎｅ　ａｔ　Ｗａｓｔｅ　Ｍａｎｉｆｏｌｄ	ａ－３０１１３５６１－０１	２
９	Ｚ　Ｔｅｎｓｉｏｎｅｒ　Ｐｕｌｌｅｙ	ａ－３５００３２１６－０１	３
１０	Ｚ　Ｔｅｎｓｉｏｎｅｒ　Ｂｅａｒｉｎｇ	ａ－３５００３２２５－０１	５

3)　本役務終了後，速やかに点検報告書を提出する。

4)　故障等が発生した場合には，官側の指示を受けるものとする。

調達要求番号：６ＭＴＦ１ＡＭ００５１

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号	ＧＭ７１１２１８７３０	仕　様　書　番　号	
純音オージオメータ，精密診断用 校正・点検		札幌病衛　７－３７	
		防衛大臣承認	令和　　年　　月　　日
		作　　成	令和　７年　９月　９日
		変　　更	令和　　年　　月　　日
		作成部隊等名	自衛隊札幌病院 衛生資材部

1　総則

1.1　適応範囲

この仕様書は，自衛隊札幌病院において使用する純音オージオメータ，精密診断用の校正・点検について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡの 1.2.2 及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑの 1.2.10 によるものとし「官側担当官」とは，本役務を担当する監督官又は検査官をいう。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ａ）　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡ　　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑ　　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

ｂ）法令等

薬機法「薬事法の名称変更（平成２６年１１月２５日）」第２条第４項

薬機法第４０条の２（薬食機発第０３３１００４号）

医療法「平成４年法律第８９号（平成４年７月１日）改正」

医療法施行令（第４条の６台５号）

医療法施行令規則第９条の７

2　一般的事項

2.1　実施場所

北海道札幌市南区真駒内１７番地　自衛隊札幌病院　研究検査課

原則として上記において実施することとし，上記以外で実施する場合については別に定める。

2.2　注意事項

点検にあたり，当該器材も含め，建物，物品等に損害を与えた場合には速やかに官側担当官に報告し，官側担当官の指示に従い，請負者側の負担において原状に復旧すること。

3　点検に関する要求

3.1　技術管理

製造業者の指定する内容に準じて点検・整備をすること。

3.2　点検対象品目

調達要領指定書による。

3.3　点検要領

調達要領指定書に示す点検内容に従い設置場所にて実施すること。

3.4　実施日時

点検日時の細部日程は官側と調整し実施するものとする。

4　その他の指示

4.1　疑義

点検中に不良個所又は疑義を生じた場合は，速やかに官側に報告し指示を受けるものとする。

4.2　負担区分

点検整備に掛かる電気代は官給とする。

調達要領指定書	発　　簡　　番　　号	
	調　達　要　求　番　号	６ＭＴＦ１ＡＭ００５１
	調　達　要　求　年　月　日	令和　８年　９月　１日
	作　　成　　部　　課	衛生資材部衛生資材課
	作　　成　　年　　月　　日	令和　８年　９月　１日
品　　名	純音オージオメータ，精密診断用　校正・点検	
仕 様 書 番 号	札幌病衛　７－３７	

指定事項：

3　点検に関する要求

3.2　点検対象品目

装置名	規　格	製造番号	数　量
岩崎電子			
純音オージオメータ，精密診断用	ＡＡ－Ｈ１	００８００５２０	１台

3.3　点検要領

1)　音圧校正，外観点検，機能点検，性能点検，注油，清掃，調整を行い確認し安全かつ良好な状態を保持する。

2)　故障等が発生した場合には，官側の指示を受けるものとする。

調達要求番号：６ＭＴＦ１ＡＭ００５１

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号	ＧＭ７１１２１９３７６	仕　様　書　番　号	
インピーダンスオージオメータ 校正・点検		札幌病衛　８－３４	
		防衛大臣承認	令和　　年　　月　　日
		作　　成	令和　８年　８月　７日
		変　　更	令和　　年　　月　　日
		作成部隊等名	自衛隊札幌病院 衛生資材部

1　総則

1.1　適応範囲

この仕様書は，自衛隊札幌病院において使用するインピーダンスオージオメータの校正・点検について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡの 1.2.2 及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑの 1.2.10 によるものとし「官側担当官」とは，本役務を担当する監督官又は検査官をいう。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ａ）　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡ　　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑ　　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

ｂ）法令等

薬機法「薬事法の名称変更（平成２６年１１月２５日）」第２条第４項

薬機法第４０条の２（薬食機発第０３３１００４号）

医療法「平成４年法律第８９号（平成４年７月１日）改正」

医療法施行令（第４条の６台５号）

医療法施行令規則第９条の７

2　一般的事項

2.1　実施場所

北海道札幌市南区真駒内１７番地　自衛隊札幌病院　研究検査課

原則として上記において実施することとし，上記以外で実施する場合については別に定める。

2.2　注意事項

点検にあたり，当該器材も含め，建物，物品等に損害を与えた場合には速やかに官側担当官に報告し，官側担当官の指示に従い，請負者側の負担において原状に復旧すること。

3　点検に関する要求

3.1　技術管理

製造業者の指定する内容に準じて点検・整備をすること。

3.2　点検対象品目

調達要領指定書による。

3.3　点検要領

調達要領指定書に示す点検内容に従い設置場所にて実施すること。

3.4　実施日時

点検日時の細部日程は官側と調整し実施するものとする。

4　その他の指示

4.1　疑義

点検中に不良個所又は疑義を生じた場合は，速やかに官側に報告し指示を受けるものとする。

4.2　負担区分

点検整備に掛かる電気代は官給とする。

調達要領指定書	発　　簡　　番　　号	
	調　達　要　求　番　号	６ＭＴＦ１ＡＭ００５１
	調　達　要　求　年　月　日	令和　８年　９月　１日
	作　　成　　部　　課	衛生資材部衛生資材課
	作　　成　　年　　月　　日	令和　８年　９月　１日
品　　名	インピーダンスオージオメータ　校正・点検	
仕 様 書 番 号	札幌病衛　８－３４	

指定事項：

3　点検に関する要求

3.2　点検対象品目

装置名	規　格	製造番号	数　量
岩崎電子			
インピーダンスオージオメータ	ＲＳ－Ｈ１	０１０４０３０９	１台

3.3　点検要領

1)　音圧校正，外観点検，機能点検，性能点検，注油，清掃，調整を行い確認し安全かつ良好な状態を保持する。

2)　故障等が発生した場合には，官側の指示を受けるものとする。

調達要求番号：６ＭＴＦ１ＡＭ００５１

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号	ＧＭ７１１２６９２６９	仕　様　書　番　号	
注射筒輸液ポンプコントロールユニット，通信ラック付　安全点検		札幌病衛　８－３５	
		防衛大臣承認	令和　　年　　月　　日
		作　　成	令和　８年　８月　７日
		変　　更	令和　　年　　月　　日
		作成部隊等名	自衛隊札幌病院 衛生資材部

1　総則

1.1　適応範囲

この仕様書は，自衛隊札幌病院において使用する注射筒輸液ポンプコントロールユニット，通信ラック付の安全点検について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡの 1.2.2 及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑの 1.2.10 によるものとし「官側担当官」とは，本役務を担当する監督官又は検査官をいう。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ａ）　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡ　　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑ　　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

ｂ）法令等

薬機法「薬事法の名称変更（平成２６年１１月２５日）」第２条第４項

薬機法第４０条の２（薬食機発第０３３１００４号）

医療法「平成４年法律第８９号（平成４年７月１日）改正」

医療法施行令（第４条の６台５号）

医療法施行令規則第９条の７

2　一般的事項

2.1　実施場所

北海道札幌市南区真駒内１７番地　自衛隊札幌病院　手術室

原則として上記において実施することとし，上記以外で実施する場合については別に定める。

2.2　注意事項

点検にあたり，当該器材も含め，建物，物品等に損害を与えた場合には速やかに官側担当官に報告し，官側担当官の指示に従い，請負者側の負担において原状に復旧すること。

3　点検に関する要求

3.1　技術管理

製造業者の指定する内容に準じて点検・整備をすること。

3.2　点検対象品目

調達要領指定書による。

3.3　点検要領

調達要領指定書に示す点検内容に従い設置場所にて実施すること。

3.4　実施日時

点検日時の細部日程は官側と調整し実施するものとする。

4　その他の指示

4.1　疑義

点検中に不良個所又は疑義を生じた場合は，速やかに官側に報告し指示を受けるものとする。

4.2　負担区分

点検整備に掛かる電気代は官給とする。

調達要領指定書	発　簡　番　号	
	調　達　要　求　番　号	６ＭＴＦ１ＡＭ００５１
	調　達　要　求　年　月　日	令和　８年　９月　１日
	作　成　部　課	衛生資材部衛生資材課
	作　成　年　月　日	令和　８年　９月　１日
品　　名	注射筒輸液ポンプコントロールユニット，通信ラック付　安全点検	
仕 様 書 番 号	札幌病衛　８－３５	

指定事項：

3　点検に関する要求

3.2　点検対象品目

装置名	規格・型式	製造番号	数　量
テルモ			
シリンジポンプ	ＴＥ－ＳＳ８３５Ｔ	２４０２０１０１０１	３台
		２４０２０１０１０２	
		２４０２０１０１０５	

3.3　点検要領

1)　外観点検・機能点検・性能点検・注油・清掃・部品交換・調整等を行い確認し安全かつ良好な状態を保持する。

2)　交換部品

Ｎｏ	品　名	規格・部品番号	数　量
１	ＴＥ－ＳＳ８３５Ｔ用サブバッテリー	０５ＰＴ０１４	３

3)　本役務終了後，速やかに点検報告書を提出する。

4)　故障等が発生した場合には，官側の指示を受けるものとする。

調達要求番号：６ＭＴＦ１ＡＭ００５１

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号	ＧＭ７１１２１８６８７	仕　様　書　番　号	
超音波洗浄装置, 自動ジェット式，２型　安全点検		札幌病衛　６－５０	
		防衛大臣承認	令和　　年　　月　　日
		作　　成	令和　６年１１月１５日
		変　　更	令和　　年　　月　　日
		作成部隊等名	自衛隊札幌病院 衛生資材部

1　総則

1.1　適応範囲

この仕様書は，自衛隊札幌病院において使用する超音波洗浄装置，自動ジェット式，２型の安全点検について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡの 1.2.2 及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑの 1.2.10 によるものとし「官側担当官」とは，本役務を担当する監督官又は検査官をいう。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ａ）　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡ　　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑ　　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

ｂ）法令等

薬機法「薬事法の名称変更（平成２６年１１月２５日）」第２条第４項

薬機法第４０条の２（薬食機発第０３３１００４号）

医療法「平成４年法律第８９号（平成４年７月１日）改正」

医療法施行令（第４条の６台５号）

医療法施行令規則第９条の７

2　一般的事項

2.1　実施場所

北海道札幌市南区真駒内１７番地　自衛隊札幌病院　中央材料室

原則として上記において実施することとし，上記以外で実施する場合については別に定める。

2.2　注意事項

点検にあたり，当該器材も含め，建物，物品等に損害を与えた場合には速やかに官側担当官に報告し，官側担当官の指示に従い，請負者側の負担において原状に復旧すること。

3　点検に関する要求

3.1　技術管理

製造業者の指定する内容に準じて点検・整備をすること。

3.2　点検対象品目

調達要領指定書による。

3.3　点検要領

調達要領指定書に示す点検内容に従い設置場所にて実施すること。

3.4　実施日時

点検日時の細部日程は官側と調整し実施するものとする。

4　その他の指示

4.1　疑義

点検中に不良個所又は疑義を生じた場合は，速やかに官側に報告し指示を受けるものとする。

4.2　負担区分

点検整備に掛かる電気代は官給とする。

調達要領指定書	発　簡　番　号	
	調　達　要　求　番　号	６ＭＴＦ１ＡＭ００５１
	調　達　要　求　年　月　日	令和　８年　９月　１日
	作　成　部　課	衛生資材部衛生資材課
	作　成　年　月　日	令和　８年　９月　１日
品　　名	超音波洗浄装置，自動ジェット式，２型　安全点検	
仕 様 書 番 号	札幌病衛　６－５０	

指定事項：

3　点検に関する要求

3.2　点検対象品目

装置名	規格・型式	製造番号	数　量
サクラ精機			
自動ジェット式超音波洗浄装置	ＷＵＳ－３１００ＨＷ	１１０８０４０９	１台

3.3　点検要領

1) 外観点検，機能点検，性能点検，注油，清掃，調整を行い確認し安全かつ良好な状態を保持する。

2) 交換部品

Ｎｏ	品　名	規格・部品番号	数　量
１	洗浄ポンプチューブ	Ａ４０９０６３２	２
２	トラップエレメントＷ１Ｂ用	Ａ８１０１０１１	１
３	プレフィルター２２０×２２０	Ａ－ＡＬ９４－０１９３－００－Ａ	１
４	シャワーノズルプッシュ	Ａ－ＡＬ９４－０６０４－０２－Ａ	５
５	ノズルスプリング３１００用	Ａ－ＡＬ９４－０６２３－００－Ａ	１０

3) 本役務終了後，速やかに点検報告書を提出する。

4) 故障等が発生した場合には，官側の指示を受けるものとする。

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号	GM７１１２５７７４２	仕　様　書　番　号	
注射筒輸液ポンプ，自動式，ガンマ量 入力機能付　安全点検		札幌病衛　８－３６	
		防衛大臣承認	令和　　年　　月　　日
		作　　成	令和　８年　８月　７日
		変　　更	令和　　年　　月　　日
		作成部隊等名	自衛隊札幌病院 衛生資材部

調達要求番号：６ＭＴＦ１ＡＭ００５１

1　総則

1.1　適応範囲

この仕様書は，自衛隊札幌病院において使用する注射筒輸液ポンプ，自動式，ガンマ量入力機能付の安全点検について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡの 1.2.2 及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑの 1.2.10 によるものとし「官側担当官」とは，本役務を担当する監督官又は検査官をいう。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ａ）　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡ　　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑ　　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

ｂ）法令等

薬機法「薬事法の名称変更（平成２６年１１月２５日）」第２条第４項

薬機法第４０条の２（薬食機発第０３３１００４号）

医療法「平成４年法律第８９号（平成４年７月１日）改正」

医療法施行令（第４条の６台５号）

医療法施行令規則第９条の７

2　一般的事項

2.1　実施場所

北海道札幌市南区真駒内１７番地　自衛隊札幌病院　ＭＥ整備室

原則として上記において実施することとし，上記以外で実施する場合については別に定める。

2.2　注意事項

点検にあたり，当該器材も含め，建物，物品等に損害を与えた場合には速やかに官側担当官に報告し，官側担当官の指示に従い，請負者側の負担において原状に復旧すること。

3　点検に関する要求

3.1　技術管理

製造業者の指定する内容に準じて点検・整備をすること。

3.2　点検対象品目

調達要領指定書による。

3.3　点検要領

調達要領指定書に示す点検内容に従い設置場所にて実施すること。

3.4　実施日時

点検日時の細部日程は官側と調整し実施するものとする。

4　その他の指示

4.1　疑義

点検中に不良個所又は疑義を生じた場合は，速やかに官側に報告し指示を受けるものとする。

4.2　負担区分

点検整備に掛かる電気代は官給とする。

調達要領指定書	発　　簡　　番　　号	
	調　達　要　求　番　号	６ＭＴＦ１ＡＭ００５１
	調　達　要　求　年　月　日	令和　８年　９月　１日
	作　　成　　部　　課	衛生資材部衛生資材課
	作　　成　　年　　月　　日	令和　８年　９月　１日
品　　名	注射筒輸液ポンプ、自動式、ガンマ量入力機能付　安全点検	
仕 様 書 番 号	札幌病衛　８－３６	

指定事項：

3　点検に関する要求

3.2　点検対象品目

装置名	規格・型式	製造番号	数　量
テルモ			
シリンジポンプ	ＴＥ－３５２	１７０１０１００３	7台
		１７０１０１００６	
		１７０１０１００７	
		１７０１０１００８	
		１７０１０１０１３	
		１７０１０１０１５	
		１７０１０１０１６	

3.3　点検要領

1) 外観点検・機能点検・性能点検・注油・清掃・部品交換・調整等を行い確認し安全かつ良好な状態を保持する。

2) 本役務終了後，速やかに作業報告書を提出する。

3) 故障等が発生した場合には，官側の指示を受けるものとする。